

④ 郵船僱員諸君に敬す

諸君、僱員船員より、僱員組合より九月三日配布された、予備制度改革案を讀んだかゝ、先日は勸業手当と天取、あらゆり手當を譲りて、月給の割引も漸行し、訪初光の如きは、吾航海と今航海の甲、概月給を比ぶれば四百の差を徴下と云ふ、加賀丸は上一年八月より十五年八月迄の間、三百五十円を徴下と云ふ、居るが止れば、一休、如何なる事と物議の起る事あり。然るに高し此上斯く如き改革を實行し、やうと言ふに至るは、吾の船員とあるは、吾視し、横暴極まる態である。我々もナメテ居る事ある、労働者と船員のドン底迄たきおとさんとすものある。二年以上、兼船員は、予備に於て、事が出来なかり、二年以上の兼船員と云ふ八週間の休息、矢張り、因り探に在るものある。かゝる改革案は、明かに会社の私達に社する、我々の布告であり、追放手當を以て、巧妙な陰謀である。株主は、社する視當に我々以上、半年期、十元を比べて見よ。東郵合併、と兼船員二百八十方、補助を得て居るに際し、我々も、執徹制度の實施を以て、た事を和らぐ。我々海上労働者は、何れ迄苦しめられぬなら、良いらぬ。